

# 北海道リサイクルブランド認定制度の概要

## 1 目的

「北海道リサイクル製品認定制度」(平成16年12月)に基づき認定された「北海道認定リサイクル製品」のうち、道内で開発された技術を用いて製造された製品などを北海道らしい優れた製品として道が認定し、利用を推進することにより、循環資源の適正な循環的な利用のための技術開発を促進し、併せて、認定製品の知名度の向上を図り、もって道内におけるリサイクル産業を振興し、循環型社会の形成に寄与することを目的としています。

## 2 概要

### (1) 基本的な考え方

- 北海道認定リサイクル製品のうち、道内で開発された技術を用いており、製品の特性や北海道らしさ、道内の廃棄物問題等の解決に寄与するなど、複数の視点から総合的に評価し、優れた特性を有する北海道にふさわしいリサイクル製品を北海道リサイクルブランドとして道が認定します。
- 道内で開発された技術を用いていないものであっても、総合的に評価して、北海道らしい優れていると認める製品で、道外における需要が高いと見込まれるリサイクル製品も北海道リサイクルブランドとして認定します。
- 道内リサイクル産業のイメージの向上やリサイクル事業者の製品開発の促進を図るため、リサイクルブランドとして認定した製品について、道内外に対し広く積極的に情報発信を行います。
- 道においてもグリーン購入の取組の中で、優先的に調達するなど配慮します。

### (2) 評価項目

- ① 優れた特性をもつこと。
- ② 市場性が見込まれること。
- ③ 信頼性が高いこと。
- ④ 道内の廃棄物問題等の課題解決に寄与するものであること。
- ⑤ 発展性、将来性があること。

### (3) 認定手続

毎年度、「北海道リサイクル製品認定制度」に基づき認定した製品の中から、ブランド認定の希望のある事業者に申請書を提出してもらい、その内容について、北海道リサイクル製品認定懇談会の意見を聴き、相対的に優れており、北海道らしいと認められるものを認定します。

### (4) 認定期間

「北海道リサイクル製品認定制度」で認定を受けたりサイクル製品と同じ期間です。

認定期間満了後、引き続きブランド認定を希望する場合は、北海道認定リサイクル製品の更新申請と合わせて、ブランド認定の更新申請を行ってください。

### (5) 認定の取消

「北海道リサイクル製品認定制度」によるリサイクル製品の認定が取り消されたときなど。

## 3 ブランド認定した製品の道における取扱い

- パンフレットの作成、展示会の開催等、道内だけでなく道外に広くPRを行います。
- 道のグリーン購入の対象に位置付け、優先的な調達に努めます。